

## 国立大学法人千葉大学独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する取扱規程

(趣旨)

第1条 国立大学法人千葉大学（以下「本学」という。）における独立行政法人等非識別加工情報の提供に関し必要な事項については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）その他関係法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(審査委員会)

第2条 法第44条の7の規定による審査は、国立大学法人千葉大学情報公開・個人情報保護委員会で行うものとする。

(手数料)

第3条 法第44条の9の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額の手数料を納めなければならない。

- 一 第44条の8第1項において準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与える同条第1項に規定する第三者一人につき210円（当該機会を与える場合に限る。）
- 二 独立行政法人等非識別加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
- 三 独立行政法人等非識別加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第44条の12第2項において準用する法第44条の9の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者は、次の各号に掲げる独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

- 一 次号に掲げる者以外の者 法第44条の9の規定により当該独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が前項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
- 二 法第44条の9（法第44条の12第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

(安全確保の措置)

第4条 法第44条の15に規定する独立行政法人等非識別加工情報等の適切な管理のために必要な措置は、国立大学法人千葉大学個人情報管理規程に定めるところによる。

(事務)

第5条 独立行政法人等非識別加工情報の提供に係る事務は、企画総務部総務課において処理する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、独立行政法人等非識別加工情報の提供に係る取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年10月24日から施行する。